

工 事 概 要

東京都住宅供給公社

1. 件 名 トミンハイム南六郷二丁目ほか2団地 共用灯、屋外灯、駐車場灯
改修及びその他工事
2. 工事場所 大田区南六郷2-22-1ほか
3. 工 期 契約日の日より 90 日間

4. 工事概要

本工事は、当住宅の既設共用灯設備、屋外灯、駐車場灯、自転車置場灯を改修するものである。

対 象 団 地：	トミンハイム南六郷二丁目 1号棟	平成11年度建設	14階建	128戸
	2号棟	平成14年度建設	10階建	82戸
コーシャハイム南蒲田	1号棟	平成13年度建設	9階建	159戸
	2号棟	平成15年度建設	7階建	49戸
	3号棟	平成15年度建設	6階建	33戸
コーシャハイム仲六郷	1号棟	平成15年度建設	10階建	160戸
	2号棟	平成17年度建設	8階建	93戸

改 修 内 容：	1. 共用部分（廊下・階段・ホール等）の照明器具、配線器具の取替	一式
	2. 屋外灯・駐車場灯・自転車置場灯の取替	一式
	3. 塗装工事（鋼管柱共）	一式
	4. 開閉器盤（共用灯、屋外灯、駐車場灯）内部機器取替	一式
	5. その他上記に伴う諸工事	一式

※本工事は「東京都における公共工事の新型コロナウイルス感染拡大防止対策ガイドライン」に基づき施工すること。

5. 注意事項

- 1) 本工事は、工事標準仕様書（電気設備）によること。
- 2) 工事の施工にあたっては労働安全衛生法等の基準に従って、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害及び事故の防止に努めること。また、大型車輛及びクレーン等（クレーン付きトラック含む）による資機材の搬出入時や建設機械等が移動する時には、誘導員を配置すること。重点点検工事における仮設足場の架け払いは、原則として、施設休館日とすること。
- 3) 施工に際しては、居住者の日常生活に支障を来さぬよう、十分に配慮し工事を行うこと。
- 4) 工事着手前に、監督員と協議のうえ必要に応じ居住者説明会を行うと共に、現場代理人を現場に常駐させること。（工事請負契約書約款第9条第3項の規定の場合を除く）
- 5) 工事完了確認書等の個人情報、盗難・紛失等も含め情報が漏洩することの無いよう適正に管理すること。なお、個人情報は現場仮設事務所及び車中で保管せず、自社事務所にて保管すること。

6) 重点点検工事とは、工事中に第三者に損害・被害を及ぼす危険性の高い工事をいう。
本工事は重点点検工事に該当しない。

7) 点検強化工事とは、足場仮設等の点検強化を図る工事として、重点点検工事以外の足場仮設等を伴う工事を言う。本工事は点検強化工事に該当しない。

8) 外壁仕上げ材にアスベストが含有されていることが判明した場合には、『工事標準仕様書（建築）【アスベスト編】第39章石綿処理』（平成27年11月版）に基づき適正に処理すること。処理に必要な費用については、設計変更の対象とする。